

行政情報化を担当する職員数について

(1) 団体区分別

(単位:人)

		団体数 ①	職員数 ②	1 団体当たりの職員数 ②÷①
都道府県		47	1,291	27.5
市区町村	特別区	23	499	21.7
	指定都市	19	692	36.4
	市	767	5,416	7.1
	町 村	928	3,075	3.3
	小 計	1,737	9,682	5.6
合 計		1,784	10,973	6.2

(2) 人口段階別

市区(指定都市除く)

		団体数 ①	職員数 ②	1 団体当たりの職員数 ②÷①
50万人以上		14	363	25.9
40万～50万人未満		22	461	21.0
30万～40万人未満		28	454	16.2
20万～30万人未満		45	650	14.4
10万～20万人未満		162	1,353	8.4
5万～10万人未満		266	1,520	5.7
5万人未満		253	1,114	4.4
合 計		790	5,915	7.5

町村

		団体数 ①	職員数 ②	1 団体当たりの職員数 ②÷①
5万人以上		5	21	4.2
4万～5万人未満		19	80	4.2
3万～4万人未満		48	193	4.0
2万～3万人未満		107	385	3.6
1万～2万人未満		281	931	3.3
5千～1万人未満		241	785	3.3
5千人未満		227	680	3.0
合 計		928	3,075	3.3

(注) ・地方自治情報管理概要(H23.4.1現在)より作成

・「職員数」欄の職員とは、行政情報化担当課に所属する自治体で採用された者

【参考】 職員数が1人の団体……214団体(12.3%)
 “ が2人の団体……322団体(18.5%)
 “ が3人の団体……288団体(16.6%)
 計 824団体(47.4%)